

平成18年6月13日
社会保険庁

「法令遵守委員会」の機能強化等について

趣 旨

社会保険庁では、今般、国民年金保険料の免除等について、法令等に定める手続に反する事務処理や、本庁からの調査指示に対する誤った報告が行われていたことを踏まえ、こうした問題の再発防止策の一環として、社会保険事務所及び地方社会保険事務局の事務手続における法令違反の疑い等について、早期発見及び早期対処等を図るため、法令遵守委員会の機能の強化等を行います。

実施内容

1. 法令遵守委員会(本庁)による調査等の範囲の拡大
社会保険事務所及び地方社会保険事務局の事務手続における法令違反の疑い等について、これまでに行ってきた社会保険庁職員からの内部通報に加え、以下の情報についても必要な調査を行うとともに、調査結果に基づく措置について協議します。
 - (1) 職員以外の方からの外部通報（法令違反通報窓口への通報等）
 - (2) 社会保険事務所から報告される各種の事件・事故・事務処理誤り
2. 各社会保険事務局における法令遵守委員会の設置
本庁に加えて、各社会保険事務局においても法令遵守委員会を設置し、本庁の法令遵守委員会と連携しつつ、以下の事項等について対応します。
 - (1) 法令遵守委員会（本庁）が決定した是正措置、再発防止措置等の実施の徹底
 - (2) 本庁に報告された事件・事故・事務処理誤りの事案の調査及び調査結果に基づく措置の検討（既に対応事例があり、本庁の法令遵守委員会による対応が必要でない事案に限る。）

社会保険庁法令遵守委員会体制図

